

報酬覚書

(以下、甲という) と

株式会社 グリーンエージェント (以下、乙という) とは、報酬についての覚書を次の通り締結する。

- 1、甲と乙が紹介した人材(以下、人材という)との間に雇用契約が成立した場合、甲は、これに関する業務遂行の対価(以下、紹介手数料という)を支払う。
- 2、紹介手数料は、甲が人材の雇用に際して定めた初年度定時年収(税引き前支給予定額を指し、各種手当、賞与を含む)額の30%に相当する額に消費税を加算した金額とする。
- 3、人材が甲に入社後、乙は甲に紹介手数料を請求し、甲は乙の指定する支払日及び口座に振り込み、支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 4、甲に入社した人材が、本人の責により3ヶ月以内に退社した場合、乙は受け取った紹介手数料のうち次の通り甲に返還する。
 - 入社後1ヶ月以内の場合、紹介手数料の70%
 - 入社後2ヶ月以内の場合、紹介手数料の30%
 - 入社後3ヶ月以内の場合、紹介手数料の20%
- 5、甲の責に帰する事由又は不慮の災害などにより、3ヶ月以内に人材が退職した場合は、紹介手数料の返還の対象としない。
- 6、人材の退職が、甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

本覚書は、2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 埼玉県深谷市国済寺 346 番地 1
株式会社 グリーンエージェント
代表取締役 河田 真一